

## 1 目的と適用範囲

この計画は、火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

この計画は、当建物に勤務し若しくは居住し、又は出入りするすべての者に適用するものとする。

## 2 管理権原者の権限と業務

管理権原者は、防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

- (1) 管理権原者は、管理監督的立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
- (2) 管理権原者は、防火管理者に必要な指示を与えなければならない。
- (3) 防火上の不備や消防用設備等の不備が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

## 3 防火管理者の権限と業務

- (1) 消防計画の作成、検討及び変更
- (2) 通報、避難、消火等の訓練の実施
- (3) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検の実施及び監督
- (4) 消防用設備等の点検整備の実施及び立ち会い
- (5) 火気の使用の制限・禁止又は取扱いに関する指導及び監督
- (6) 収容人員の把握と安全管理
- (7) 従業員に対する防災教育の実施
- (8) 管理権原者に対する助言及び報告
- (9) その他防火管理上必要な事項

## 4 自衛消防組織の編成及び任務

- (1) 自衛消防隊長 ( )
- (2) 通報・連絡担当者  
( ) ○ 非常ベル等を使用し火災を知らせる。  
( ) ○ 119番通報する。  
( ) ○ 消防隊への情報提供を行う。
- (3) 初期消火担当者  
( ) ○ 消火器、水バケツ等を使用して初期消火を行う。  
( ) ○ 天井に燃え移ったら初期消火を中止して避難する。  
( )
- (4) 避難誘導担当者  
( ) ○ 避難口を開放し、避難経路図(別添参照)に従い避難誘導する。  
( ) ○ 避難誘導は大声で簡潔に行い、パニック防止に努める。  
( )

## 5 自主点検

	担当者氏名	点検 実施日	点 検 内 容
建築物等	( )	月	建物構造の外観に異常や変形等がないかを確認
防火施設 避難施設	( )	毎週 回	階段、通路の避難障害となる物品、防火戸等の閉鎖障害となる物品の除去
火気設備 電気設備	( )	毎日 終業時	火気使用設備器具、電気使用設備器具の使用状況及び出火危険の除去
消防用設備等 防災設備等	( )	月 回	消防用設備等、防災設備等の外観に異常や変形がないかを確認

## 6 法定点検

### (1) 消防用設備等

点検結果は\_\_\_年に1回〇〇消防署長へ報告、不備欠陥は管理権原者に報告し、速やかに改修する。

消防用設備等の種類	<u>消火器・屋内消火栓設備・自動火災報知設備</u> <u>非常警報設備（非常ベル・非常放送）・避難設備・誘導灯</u> <u>〇〇〇〇・〇〇〇〇・〇〇〇〇</u>
機器点検（6ヶ月ごと）	___月 ___月
総合点検（1年ごと）	___月

(2) 防火対象物定期点検（ 該当 ・ 非該当 ） 毎年\_\_\_月に実施し、〇〇消防署長へ報告する。

## 7 従業員の守るべき事項

- (1) 火気使用設備器具は、使用前、使用後には必ず点検し、安全を確認するとともに、周囲は常に整理整頓しておくこと。
- (2) 喫煙は、指定された場所で行うとともに、後始末を完全にすること。
- (3) 廊下、階段、出入口等には、避難の障害となる物品を置かないこと。
- (4) 非常口等は、有事に容易に開放できるよう維持管理しておくこと。
- (5) 定められた場所以外で火気を使用しないこと。
- (6) 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。
- (7) 当建物で工事を行う場合は、火気等の使用について防火管理者の指示を受けること。

## 8 放火防止対策

- (1) 建物の周囲や敷地内にダンボール等の可燃物を放置しない。
- (2) 終業時には必ず施錠する。
- (3) その他

## 9 工事中の安全対策

- (1) 防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事人に工事計画書を提出させ、必要な指示をし、工事の状況、火気の使用状況を確認すること。
- (2) 工事人に対し、指定された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをしないよう指導すること。
- (3) 工事人に対し、火気管理の責任者を指定させ掲示させる。
- (4) 溶接等火気を使用する工事を行う場合は消火器等を準備させる。
- (5) その他

## 10 防災訓練・教育

- (1) 防火管理者は、火災、地震、その他の災害に際し、被害を最小限にとどめるため通報、消火、避難誘導等の訓練を年〇回以上実施するものとする。
- (2) 防火管理者は、訓練実施日の3日前までに『自衛消防訓練通知書』を〇〇消防署長（該当の場合）に届出する。
- (3) 防火管理者は、従業員に対する防災教育を定期的に（〇月、〇月）次の基本事項に基づき行うものとする。
  - ア 消防計画の周知徹底及び従業員の任務について
  - イ 火災予防上の遵守事項について
  - ウ 発災時の周知要領及び避難誘導要領について
  - エ 消防用設備等の機能及び取扱要領について

## 11 防火管理の一部委託

防火管理の一部委託について （委託している ・ 委託していない）

受託者の会社等の名称 及び住所等	会社名・氏名	
	住所	
防火管理業務の委託 状況	委託範囲	
	実施方法	<input type="checkbox"/> 常駐 <input type="checkbox"/> 巡回 <input type="checkbox"/> 遠隔移報

## 12 地震対策

- (1) 建物及び建物に付随する施設（看板、窓枠等）の倒壊、転倒、落下等の防止措置
- (2) 火気使用設備器具の使用停止および転倒防止
- (3) 危険物類の漏洩、転倒等の防止措置
- (4) 商品等の転倒、落下措置
- (5) 初期消火水の確保
- (6) 非常持出品の準備
- (7) 避難経路を確認し、避難場所\_\_\_\_\_に避難する。

消防用設備等の配置図及び避難経路図

※消防用設備等の配置図  
及び避難経路図を添付し  
て下さい